

## 文化遺産を活かした地域活性化事業Q&A

### I. 平成25年度 文化遺産地域活性化推進事業からの変更点について

### II. 文化遺産を活かした地域活性化事業について

#### <事業全般について>

1. この補助事業の趣旨・目的は何ですか。
2. (上記1に記載の) 古典に親しむ活動とは何ですか。
3. 平成25年度事業との変更点はありますか。(伝統文化親子体験教室事業はどうなるのですか。)
4. 平成26年度の応募手順・スケジュールを教えてください。

#### <地方公共団体が策定する実施計画について>

5. 実施計画は、地方公共団体の教育委員会が策定しなければならないのですか。
6. 必ず他省庁の補助金や単費による事業を組み合わせる必要がありますか。
7. 実施計画の期間は、1年より長くてはいけませんか。
8. 実施計画に、実行委員会等が所在する地方公共団体以外での活動や取組を記載することは可能ですか。
9. その他、実施計画の策定に当たって注意することはありますか。

#### <補助事業者(実行委員会等)が作成する交付要望書について>

10. 本補助事業に応募した事業は必ず採択されますか。また、採択された事業が継続事業である場合、2年目以降の事業は必ず採択されますか。
11. 本補助事業に応募した同一内容の事業について、他の補助事業と重複して補助を受けることはできますか。
12. 本補助事業の補助事業者となる実行委員会等について教えてください。
13. 実行委員会等は必ず組織しなければなりませんか。また、実行委員会等には必ず地方公共団体に関与しなければなりませんか。
14. なぜ、本補助事業では実行委員会等を組織する必要があるのですか。
15. 応募期限までに実行委員会等の設立ができない場合はどうすればいいですか。
16. 補助対象事業の実施期間について教えてください。
17. 補助金の交付先は誰になりますか。
18. 補助率について教えてください。また、交付要望額に上限、下限はありますか。
19. 補助金の支払時期はいつごろですか。また、概算払制度はありますか。
20. 補助対象事業である「地域の文化遺産次世代継承事業」について教えてください。
21. 「地域の文化遺産次世代継承事業」にある「その他」事業とは、どういった事業が考えられますか。
22. その他、交付要望書の作成に当たって注意することはありますか。
23. 複数の地方公共団体が集まって実行委員会を組織することはできますか。
24. 印刷物の作成部数に上限はありますか。
25. 補助事業完了後、構成団体への支払にかかる振込手数料は補助対象となりますか。

## I. 平成25年度 文化遺産地域活性化推進事業からの変更点について

平成25年度においては、3つの補助事業をまとめて「文化遺産地域活性化推進事業」として募集しましたが、今回の募集で対象となる補助事業は、「文化遺産を活かした地域活性化事業」のみとなります。

年度	平成25年度	平成26年度
事業名	文化遺産地域活性化推進事業	—
補助事業名	○文化遺産を活かした地域活性化事業 ○文化財建造物等を活用した地域活性化事業 ○地域の特性を活かした史跡等総合活用支援推進事業	○文化遺産を活かした地域活性化事業

※平成26年度「文化財建造物等を活用した地域活性化事業」及び「地域の特性を活かした史跡等総合活用支援推進事業」の実施方法等については、文化財保存事業費関係国庫補助事業と同様の取扱いで実施することとなりました。

事業内容に関する御質問等は下記担当までお願いします。

- 「文化遺産を活かした地域活性化事業」に関すること  
担当：文化庁文化財部伝統文化課（事業支援係）  
電話：03-5253-4111（内線：4786, 4769）
- 「文化財建造物等を活用した地域活性化事業」に関すること  
担当：文化庁文化財部参事官（建造物担当）付（管理係）  
電話：03-5253-4111（内線：3160）
- 「地域の特性を活かした史跡等総合活用支援推進事業」に関すること  
担当：文化庁文化財部記念物課（管理係）  
電話：03-5253-4111（内線：4767, 2876）

## Ⅱ. 文化遺産を活かした地域活性化事業について

### <事業全般について>

#### 1. この補助事業の趣旨・目的は何ですか。

日本各地には、多様で豊かな文化遺産が数多く存在します。これら文化遺産は、その地域に暮らす人々の心のよりどころとして、また、地域のコミュニティを形成する上で極めて重要なものであり、確実に次世代に継承していくことが求められています。また、地域の文化遺産は、その適切な保存・継承とともに、地域活性化等に資する役割が再認識され、その積極的な活用が期待されています。文化芸術振興基本法（平成13年法律第148号）に基づき、平成23年に策定された「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第3次基本方針）」では、文化芸術振興に関する重点施策の一つとして、「文化財建造物、史跡、博物館や伝統芸能等の各地に所在する有形・無形の文化芸術資源を、その価値の適切な継承にも配慮しつつ、地域振興、観光・産業振興等に活用するための取組を進める」と定められています。

こうした状況を踏まえ、我が国の「たから」である地域の多様で豊かな文化遺産を活用した、伝統芸能・伝統行事の公開・後継者養成、古典に親しむ活動など、各地域の実情に応じた特色ある総合的な取組に対して補助金を交付することで、文化振興とともに地域活性化を推進することを目的としています。

#### 2. (上記1に記載の) 古典に親しむ活動とは何ですか。

平成24年9月5日に「古典の日に関する法律」が公布・施行されました。

この法律は、古典の日を設けること等により、様々な場所において、国民が古典に親しむことを促し、その心のよりどころとして古典を広く根づかせ、もって心豊かな国民生活及び文化的で活力ある社会を実現することを目的とし、古典の日を11月1日にするのが定められました。このような「古典の日」の趣旨に基づき、文学、音楽、伝統芸能等の古典に親しむための取組に対して、積極的に支援を行うこととしております。

#### 3. 平成25年度の補助事業との変更点がありますか。(伝統文化親子体験教室事業はどうなるのですか。)

平成25年度は、「地域の文化遺産次世代継承事業」と「伝統文化親子体験教室事業」の2つの支援事業で構成されていましたが、平成26年度概算要求においては、新たに「子供歴史・伝統・文化体験事業」を支援事業として追加するとともに、既存の「伝統文化親子体験教室事業」については、いったん廃止し、「伝統文化親子教室事業」(単独事業)として、新たに概算要求しています。

年度	平成25年度	年度	平成26年度(予定)
補助事業名	文化遺産を活かした地域活性化事業	補助事業名	文化遺産化を活かした地域活性化事業
支援事業名	◆地域の文化遺産次世代継承事業	支援事業名	◆地域の文化遺産次世代継承事業
	◆伝統文化親子体験教室事業		◆子供歴史・伝統・文化体験事業(新規)
		補助事業名	伝統文化親子教室事業(新規)

なお、今回、「文化遺産を活かした地域活性化事業」で募集を行う支援事業は、「地域の文化遺産次世代継承事業」のみとなります。「子供歴史・伝統・文化体験事業」及び「伝統文化親子教室事業」の実施方法等については、改めてお知らせします。

#### 4. 平成26年度の応募手順・スケジュールを教えてください。

各地方公共団体において、文化遺産を活かした地域活性化事業実施計画（以下、「実施計画」という。）を策定します。当該実施計画に基づき実施される取組のうち、補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）を実施する、補助事業者（以下「実行委員会等」という。）が交付要望書を作成し、実施計画を策定した地方公共団体に提出します。

実施計画を策定した地方公共団体は、実施計画書及び交付要望書（以下「応募書類」という。）を、都道府県を通じて文化庁に提出します。

応募から採否の決定までの流れは、以下のとおりです。

- (1) 募集案内の配布及び文化庁HPにおいて公表（12月9日（月））
- (2) 各地方公共団体において実施計画を策定
- (3) 当該実施計画に基づき、実行委員会等が交付要望書を作成し、実施計画を策定した地方公共団体に提出
- (4) 市町村（特別区を含む。以下「市区町村」という。）については、応募書類を都道府県に提出
- (5) 都道府県は、域内市区町村から提出のあった応募書類を取りまとめ、一括して文化庁へ送付（提出期限：平成26年1月24日（金）消印有効）
- (6) 文化庁における外部有識者による審査
- (7) 平成26年3月下旬を目途に採否の結果を通知にてお知らせ

※上記（3）の提出期限は、実施計画を策定する地方公共団体にお問い合わせください。

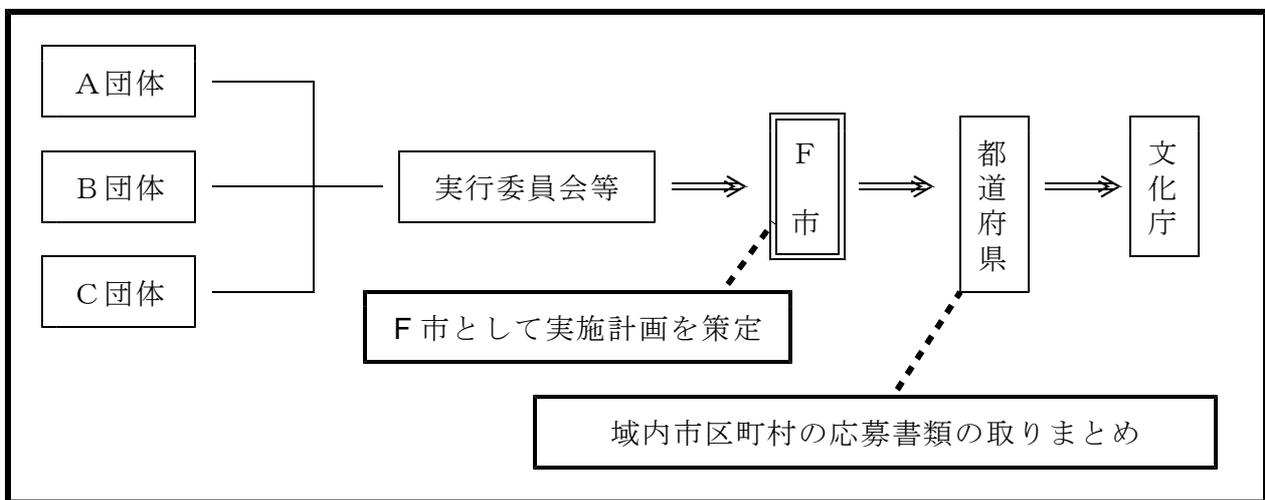
※上記（4）の提出期限は、都道府県にお問い合わせください。

※都道府県におかれましては、円滑な事務処理を行う観点から、域内市区町村からの応募書類を取りまとめて、一括して文化庁に送付願います。

※今後の予算の成立状況等によっては、上記の実施内容やスケジュール等に変更が生じる場合がありますので、あらかじめ御了承の上、応募してください。

※2次募集は、現時点では予定していません。

#### 【イメージ（F市の場合）】



## <地方公共団体が策定する実施計画について>

### 5. 実施計画は、地方公共団体の教育委員会が策定しなければならないのですか。

実施計画は地方公共団体が策定してください。ただし、実施計画を策定する部局は限定しません。また、1 地方公共団体で策定できる実施計画は1つです。

### 6. 必ず他省庁の補助金や単費による事業を組み合わせる必要がありますか。

他省庁の補助事業や都道府県、市区町村独自の施策など、可能な限り様々な枠の事業を組み合わせた実施計画を策定して、地域の文化遺産の総合的な活用を行うことが望ましいですが、本補助事業のみを活用する内容で策定いただいても構いません。

### 7. 実施計画の期間は、1年より長くてもはいませんか。

実施計画の期間に制限はありませんが、実施計画書には、平成26年度内に実施を予定している取組のみを記載してください。

### 8. 実施計画に、実行委員会等が所在する地方公共団体以外での活動や取組を記載することは可能ですか。

記載することは可能です。ただし、実行委員会等が所在する都道府県以外での活動や取組については補助対象事業にはなりません。

### 9. その他、実施計画の策定に当たって注意することはありますか。

本補助事業においては、文化庁に提出された応募書類に基づき、外部有識者による総合的な評価を実施した上で採否を決定します。

このため、交付要望書に記載された取組が優れたものであっても、実施計画の内容（効果が明確に想定されているか、効果の測定方法が適切に設定されているか等）に具体性がない場合は、不採択になる場合があります。

## <実行委員会等（補助事業者）が作成する交付要望書等について>

### 10. 本補助事業に応募した事業は必ず採択されますか。また、採択された事業が継続事業である場合、2年目以降の事業は必ず採択されますか。

本補助事業においては、文化庁に提出された応募書類に基づき、外部有識者による総合的な評価を実施した上で採否を決定しますので、必ず採択されるとは限りません。（審査基準については、募集案内を御参照ください。）

また、本補助事業は、毎年、応募を行った上で採否を決定しますので、今回の募集で採択された事業が継続事業であっても、2年目以降も採択されるとは限りません。

### 11. 本補助事業に応募した同一内容の事業について、他の補助事業と重複して補助を受けることはできますか。

本補助事業において、補助を受けようとする同一内容の事業について、「文化庁が実施する他の補助事業」、「独立行政法人日本芸術文化振興会が実施する助成事業」、「国が実施する他の補助事業」と重複して補助を受けることはできません。

### 12. 本補助事業の補助事業者となる実行委員会等について教えてください。

実行委員会等は、実施計画に参画する地域の文化遺産の所有者、保護団体（保存会）等を構成員とする任意団体で、域内団体からの事業計画の集約、交付要望書の作成、補助金交付等に係る手続きを行っていただくことを想定しています。

なお、実行委員会等は1地方公共団体につき1団体です。ただし、特別の事情により、1実施計画につき複数の実行委員会等が応募する場合には、実施計画を策定する地方公共団体が理由書（様式）を作成して、応募書類と併せて提出してください。

実行委員会等は、補助事業を実施するために必要な運営上の基盤を有する、次の4つの要件を満たすことを要件とします。

- ① 定款、寄附行為に類する規約等を有すること。
- ② 団体の意志を決定し、執行する組織が確立していること。
- ③ 自ら経理し、監査する会計組織を有すること。
- ④ 活動の本拠となる事務所等を有すること。

### 13. 実行委員会等は必ず組織しなければなりませんか。また、実行委員会等には必ず地方公共団体に関与しなければなりませんか。

域内の事業を統括し、補助事業者となる実行委員会等を必ず設けてください。

なお、地方公共団体が補助事業者になることはできませんが、実行委員会等が十分な事務能力等を有する場合を除き、可能な限り地方公共団体が運営に参画するようにしてください。

### 14. なぜ、本補助事業では実行委員会等を組織する必要があるのですか。

本補助事業においては、地方公共団体が策定する実施計画に基づき、官民が一体となり、地域の様々な文化遺産を活用した取組が行われることを想定しており、文化遺産の分野や組織、業種等を超え、地域で一体となって事業を進めるためには、文化財の保存会や行政等で組織される実行委員会等が組織されることが望ましいためです。

**15. 応募期限までに実行委員会等の設立ができない場合はどうすればいいですか。**

応募時には暫定的な書類を提出していただき、詳細が決まり次第、文化庁に差替版を提出してください。なお、採否の決定までに、正式に設立されている必要があります。

**16. 補助対象事業の実施期間について教えてください。**

平成26年4月1日から平成27年3月31日までを予定しています。  
なお、上記期間以外の事業は、補助対象事業にはなりません。

**17. 補助金の交付先は誰になりますか。**

文化庁から実行委員会等へ直接交付します。

**18. 補助率について教えてください。また、交付要望額に上限、下限はありますか。**

補助金の額は、予算の範囲内において決定します。  
交付要望額に上限、下限は設けていませんが、補助対象事業によっては、補助対象経費に一部上限を設けているものがあります。(詳細は、募集案内を御参照ください。)

**19. 補助金の支払時期はいつごろですか。また、概算払制度はありますか。**

補助金の支払時期は、原則、補助事業が完了し、補助金の額の確定後となります。  
概算払の実施を予定しておりますが、補助金が支払われるまでは、実行委員会等が経費を立て替えることとなりますので、御注意ください。

**20. 「地域の文化遺産次世代継承事業」について教えてください。**

「地域の文化遺産次世代継承事業」における補助対象事業は、以下のとおりです(詳細は募集案内を御参照ください)。

- ① 地域の文化遺産情報発信、人材育成事業  
ア 地域の文化遺産に関する総合的な情報を発信するためのホームページ、映像、パンフレット等の制作  
イ 地域の文化遺産を総合的に紹介するボランティア、ヘリテージマネージャー等の人材育成
- ② 地域の文化遺産普及啓発事業  
地域の文化遺産を普及啓発するための事業(発表会、展覧会、ワークショップ、シンポジウム等)
- ③ 地域の文化遺産継承事業  
ア 人材育成(後継者の育成等)  
イ 地域の文化遺産の継承のために用いる用具の新調、修理  
ウ 原材料の確保のための取組
- ④ 地域の文化遺産記録作成、調査研究事業  
地域の文化遺産の保存継承等に関する記録作成又は調査研究
- ⑤ その他  
地域の文化遺産を活かした地域活性化に資すると認められる事業

**21. 「地域の文化遺産次世代継承事業」にある「その他」事業とは、どういった事業が考えられますか。**

地域の文化遺産を総合的に保存・活用するための基本的な方針（歴史文化基本構想等）や域内文化遺産に関する総合的な防災対策の策定に向け、文化財所有者、地域住民等が主体となって実施する取組等、様々な事業が考えられます。

なお、本補助事業で補助対象事業になるか判断に迷う場合には、応募書類の提出前に文化庁に御相談ください。

**22. その他、交付要望書の作成に当たって注意することはありますか。**

本補助事業に応募する補助対象事業（地域の文化遺産次世代継承事業）については、可能な限り、その成果を活用する取組等を、併せて実施するよう検討してください。

（例）

- ・域内文化遺産の総合パンフレット（英語版）を作成する事業においては、作成したパンフレットを配布するだけでなく、例えば、地元の高校生等を対象とした観光ボランティア育成事業に活用する取組等を、併せて実施するようになしてください。
- ・用具の新調・修理事業においては、例えば、修理現場や新調・修理後の用具を一般公開する取組等を、併せて実施するようになしてください。
- ・記録作成、調査研究事業により作成したDVD等の成果物は、例えば、保存会等の後継者養成事業に活用したり、地域の公民館や図書館等で積極的に活用するよう取組等を、併せて実施するようになしてください。

※成果物を配布・保存するだけの取組や用具の修理、新調のみを行う事業は、補助対象事業とならない場合があります。

**23. 複数の地方公共団体が集まって実行委員会を組織することはできますか。**

地方公共団体は、本補助事業の事業者となることはできません。複数の地方公共団体により構成されていても、地方公共団体のみの実行委員会は補助事業者となることはできません。

**24. 印刷物の作成部数に上限はありますか。**

地域の文化遺産記録作成、調査事業の成果物（報告書、DVD等）について、作成部数は300部を上限とします。

**25. 補助事業完了後、構成団体への支払にかかる振込手数料は補助対象になりますか。**

補助金は、原則、補助事業が完了し、額の確定後に支払われます。実績報告書に記載された事業期間外に発生した振り込み行為にかかる費用については補助対象にはなりません。交付申請書に記載されていたとしても、補助対象にはなりません。（募集案内19ページ「その他補助対象外経費」参照）